

大阪市会会議規則の一部を改正する規則案

本案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月26日

大阪市会議長 ホンダ リエ 様

提 出 者

飯 田 哲 史	田 中 ひろき	永 井 広 幸
高 山 美 佳	藤 田 あきら	竹 下 隆
杉 山 幹 人	岡 崎 太	丹 野 壮 治
佐々木 り え	上 田 智 隆	杉 村 幸太郎
前 田 和 彦	山 本 長 助	北 野 妙 子
福 田 武 洋	西 徳 人	杉 田 忠 裕
山 田 正 和	西 崎 照 明	

(別紙)

大阪市会会議規則の一部を改正する規則

大阪市会会議規則（昭和31年9月30日市会議決）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(不応招、欠席の届出)</p> <p>第8条 議員は、公務、疾病、<u>育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため、招集に応ずることができないとき、又は会議に出席することができないときは、<u>その理由を附し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない</u>。</p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(議案の提出)</p> <p>第9条 議員が市会に議案を提出しようとするときは、その案を具え、理由を附し、地方自治法（以下「法」という。）第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに<u>氏名を連記</u>して議長に提出しなければならない。</p> <p>(修正の動議)</p>	<p>(不応招、欠席の届出)</p> <p>第8条 議員は、公務、疾病、<u>出産その他事故</u>のため、招集に応ずることができないとき、又は会議に出席することができないときは、<u>正当の理由を示して議長に届け出なければならない</u>。</p> <p>[新設]</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第9条 議員が市会に議案を提出しようとするときは、その案を具え、理由を附し、地方自治法（以下「法」という。）第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに<u>連署</u>して議長に提出しなければならない。</p> <p>(修正の動議)</p>

第27条 修正の動議は、その案を具え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が氏名を連記し、その他のものについては、5人以上の賛成者が氏名を連記してあらかじめ議長に提出しなければならない。但し、委員会においては、この限りでない。

(投票の方式)

第34条 [略]

[2 略]

3 投票を行うときは、議長は、出席議員の数を宣告し、議員は、事務局職員の氏名点呼に応じて投票しなければならない。

(委員会開催の特例)

第41条の2 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した委員会（以下「オンラインを活用した委員会」という。）を開催することができる。

[2・3 略]

(情報通信端末機器の使用)

第74条の2 議員は、情報通信端末機器（議長が貸与するタブレット型端末に限る。）を会議において使用することができる。

第27条 修正の動議は、その案を具え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては、5人以上の賛成者が連署してあらかじめ議長に提出しなければならない。但し、委員会においては、この限りでない。

(投票の方式)

第34条 [同左]

[2 同左]

3 投票を行うときは、議長は、出席議員の数を宣告し、議員は、書記の氏名点呼に応じて投票しなければならない。

(委員会開催の特例)

第41条の2 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した委員会（以下「オンラインを活用した委員会」という。）を開催することができる。

[2・3 同左]

[新設]

2 議員の情報通信端末機器の使用について
は、前条の規定を準用する。

3 前2項の規定は、説明員並びに事務局職
員の情報通信端末機器（議長が認めるタブ
レット型端末及びパーソナルコンピュータ
に限る。）の使用について準用する。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

議会のペーパーレス化の実施に伴い情報通信端末機器の使用規定を加えるとともに、欠席の規定等を改めるため、会議規則の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。